資格の学校 TΔC

平成 27 年度 東京都 I 類 B [行政/一般方式] 【解答例】

問題

ダールのポリアーキー論について説明せよ。

解答のポイント

- ①「ポリアーキー」の定義を示しているか 「デモクラシー」(民主主義)との関係について触れておきたい。
- ② 政治体制の類型化の軸を示しているか

「公的異議申立ての自由」と「(政治)参加の包括性」という2つの分類軸を示した上で、それぞれの内容に触 れておきたい。なお、分類軸の指標について、ダール自身の著作では「自由化」と「公的異議申立て」、「包括性」 と「参加」が、相互に置き換え可能な形で用いられている。解答例では両方を組み合わせて「公的異議申立ての 自由」と「(政治)参加の包括性」としておいたが、上記のいずれかの言葉が含まれていれば多少のズレがあって もかまわない。

③ 4類型を示しているか

「閉鎖的抑圧体制」「競争的寡頭体制」「包括的抑圧体制」「ポリアーキー」それぞれに触れておきたい。ポリア ーキーの特徴を示すためにも、他の政治体制との対比は重要である。

なお「準ポリアーキー」という言葉は、公務員試験の択一の問題文で登場したこともあるので一応入れておい たが、重要ではないので書いてなくてもよい。

解答例

アメリカの政治学者 R.ダールは、「デモクラシー」(民主主義) を理想・目標の体制と捉えた上で、デモクラシー の近似値にとどまる現実の政治体制を「ポリアーキー」(多頭制)という言葉で表現した。これは「モナーキー」(君 主制)や「オリガーキー」(寡頭制)と対比して提起された用語である。

ダールは,「公的異議申立ての自由」と「政治参加の包括性」という2つの指標の高低を組み合わせて政治体制を 分類した。ここで公的異議申立ての自由とは,言論・集会・結社等の政治的自由,政府への公然たる批判,政治的 競争等を許容している度合いのことである。また、政治参加の包括性とは、選挙に参加し公職に就く権利が人々に 行き渡っている度合いのことである。第一に、公的異議申立ての自由と政治参加の包括性の両方の度合いが低い体 制は「閉鎖的抑圧体制」と呼ばれる。前近代の封建制国家、伝統的な君主制国家がこれに該当する。第二に、前者 は高いが後者が低い体制は「競争的寡頭体制」と呼ばれる。制限選挙の時代の英国等がこれに該当する。第三に, 前者が低く後者は高い体制は「包括的抑圧体制」と呼ばれる。普通選挙制度はあるものの抑圧的な政府を持ってい た旧ソ連や社会主義下の東欧諸国等がこれに該当する。第四に、両方の指標の度合いが高い体制がポリアーキーで ある。現代の欧米諸国や日本等の自由民主主義国家がこれに該当する。なお、ポリアーキーの条件を完全には満た していないが、両方の指標がある程度は高い国家の体制を、ダールは「準ポリアーキー」と呼んでいる。

そしてダールは、ポリアーキーを価値ある政治体制とした上で、他の政治体制がポリアーキーへ移行するための条件を分析し、最も一般的な歴史的展開は、閉鎖的抑圧体制から競争的寡頭体制を経由してポリアーキーへ移行する経路だとした。ポリアーキー論は、現代でも民主主義を考察するための基礎理論として評価されている。

以上 (793 字)

TAC 生はココで解けた!

東京都対策セミナーpp. 13 政治学予想問題①及び専門記述対策(政治系)レジュメ p. 91 問題 2 がズバリ問われたので、この問題を解いたTAC生は十分な合格答案を書くことができたはずである。